地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 (地方創生先行型) 上乗せ交付分について

O 規模:300億円(全国)

	タイプ I	タイプⅡ
要件	他の地方公共団体の参考となる「先駆性」を	平成 27 年 10 月 30 日までに以
	有する事業を実施する場合	下の点を満たす地方版総合戦略
		を策定する場合
	(1) しごとづくり等に資する人材の育成・確	
	保のための事業	(1) 原則としてアウトカムベー
	(2)農林水産業等の分野における地域に埋	スにより適切な重要業績評価
	もれた資源を見出し、そのブランド化、販	指標(KPI)が設定されてい
	路開拓,事業化等を行う事業	ること。
	(3) 地域の観光資源の開発等を行う事業	(2) 外部有識者等を含めた検証
	(4) コンパクトシティ、中心市街地活性化の	機関により重要業績評価指標
	包括的政策パッケージに関する事業等	(KPI)の検証が行われるも
	(5) 中山間地域等における「小さな拠点」に	のであること。
	関する事業	(3) 地方版総合戦略の策定・見直
	(6) プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅	しについて、住民や産官学金
	行券事業と連携しつつ行う, 魅力ある地域	労言等との連携体制等を備え
	商品開発、商店街の活性化等の事業	ていること。
	都道府県: 5事業まで	
申請事業	市区町村: 2事業まで	
数	※複数の自治体が広域連携により取り組む	
	事業は、この限りではない。	
交付額の	都道府県:3~5 億円	一地方公共団体当たり
目 安	市区町村:3~5 千万円	1,000 万円
実施計画		_
提出期限	8月31日(月)	8月14日(金)
交付決定	10 月下旬	10 月下旬
	事業の審査に当たっては、外部有識者による	
備考	評定委員の評価が行われる。	
	-	